

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月2日
【会社名】	株式会社ジェーシー・コムサ
【英訳名】	JC Comsa Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 和田 隆 介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
【電話番号】	03(5722)7261
【事務連絡者氏名】	専務取締役CF0 今 井 福 三
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号
【電話番号】	03(5722)7261
【事務連絡者氏名】	専務取締役CF0 今 井 福 三
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 284,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	900,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 上記株式発行数は、平成27年3月2日(月)開催の当社取締役会において決議された、第三者割当による新規株式発行に係る募集株式数627,400株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数272,600株の合計であります(以下、「本第三者割当増資」といいます。)
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当	新規発行	627,400株	198,258,400	99,129,200
	自己株式の処分	272,600株	86,141,600	
一般募集				
計(総発行株式)		900,000株	284,400,000	99,129,200

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、99,129,200円であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
316	158	100株	平成27年3月18日(水)		平成27年3月18日(水)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。
- 3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、下記(3)申込取扱場所に申し込むものとし、払込期日に下記(4)払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとし、
- 4 払込期日までに、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当増資は行われなないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジェーシー・コムサ 本社	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 六本木支店	東京都港区六本木四丁目9番7号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
284,400,000	6,000,000	278,400,000

(注) 1 払込金額の総額(発行価格の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、第三者割当による新株式発行及び本自己株式処分によるものであり、発行諸費用の概算額とは第三者割当による新株式発行及び本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、登記関連費用、弁護士報酬・アドバイザー費用等です。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当増資は、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社と割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkが、インドネシア国内並びにASEAN諸国において、既に築かれた協働関係をより一層強化するために行われますが、上記差引手取概算額につきましては、下記のとおり充当することを予定しております。

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
当社の海外における外食事業展開費用	約100百万円	平成27年4月～平成28年3月末
当社の国内外における生産体制の構築並びに増強費用	約178百万円	平成27年4月～平成28年3月末

(注) 1 実際の支出までは、当社銀行預金口座にて適切に資金管理を行う予定であります。

2 「当社の海外における外食事業展開費用」は、本第三者割当増資による調達資金のうち約100百万円をインドネシアを中心とするASEAN諸国域内における当社の外食事業での新規の出店費用等に充当する予定です。

3 「当社の国内外における生産体制の構築並びに増強費用」は、本第三者割当増資による調達資金のうち(注2)を除いた残額である約178百万円を国内外設備の増強資金に充当する予定です。これは、今後当社がグローバルな観点で競争力と収益を極大化するために、日本国内あるいはインドネシアを中心とするASEAN諸国において生産拠点を確保するための費用に振り向けることを想定しております。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	PT Indofood CBP Sukses Makmur Tbk	
	本店の所在地	Sudirman Plaza Indofood Tower 23 rd Floor Jl. Jend. Sudirman Kav. 76 - 78 Jakarta Indonesia	
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当なし	
	代表者の役職及び氏名	President Director Anthoni Salim	
	資本金	583,095.4百万ルピア（約5,475百万円）	
	事業の内容	インスタント麺、乳製品、スナック食品、調味料、栄養特別食、ノンアルコール飲料等の製造販売	
	主たる出資者及びその出資比率	PT Indofood Sukses Makmur Tbk 80.53%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。なお、割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkと当社は平成26年3月に合併会社であるPT Indofood Comsa Sukses Makmurを設立し、インドネシア国内においてピザ並びにパスタを主体とする外食事業を共同展開しております。	

c 割当予定先の選定理由

当社は「食を通して人と社会を豊かに」という経営理念の下で、国内を中核としつつグローバルな展開において事業領域の拡大と成長ポートフォリオの構築を目指しております。その一環として、平成26年3月27日に、今回の割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkとともにインドネシア国内においてピザ並びにパスタを主体とする外食事業を展開する合併会社であるPT Indofood Comsa Sukses Makmurを設立いたしました。そして、当該合併会社を通して、急速に伸びつつある同国内での中間所得層のニーズに応えるため、既に3店舗の出店を行い、さらに今年度に追加出店を行う予定であります。

一方、PT Indofood CBP Sukses Makmur Tbk はインドネシア証券取引所に上場しているPT Indofood Sukses Makmur Tbkの子会社であり、同社もまた、インドネシア証券取引所に上場しております。Indofood Sukses Makmur Tbkは、食品原料の生産及び加工から消費者への販売に至るまで、食品に係る幅広い事業を展開しています。PT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkは、その傘下で消費者ブランド製品事業として、インスタント麺、乳製品、スナック食品、調味料、乳幼児食品、ノンアルコール飲料などを製造販売する優良企業であり、それぞれの分野で高い市場地位を確保しています。

そのような状況の中、今回の割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkとの関係を強化し、より一層ASEAN諸国における事業拡大を画策する中、同社より、合併会社であるPT Indofood Comsa Sukses Makmurを通じて既に築かれた協働関係をさらに強化するため、当社への出資の意向がありました。当社としても、同社の有するインドネシア国内における強固なネットワークを活用することにより、人口2億4千万人を有するインドネシアで今後ますます増加が見込まれる中間所得層の「食」に対する旺盛な需要に答えられると考えております。また、多面的な事業展開を柔軟に行い、競合他社よりも早期にインドネシア国内のマーケットでシェアを獲得するためには、両社の連携をより密に保つことが重要と考えております。また、同時に、本第三者割当増資により獲得した資金は、「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途」に記載のインドネシアを中心とするASEAN諸国での外食事業展開費用及び国内外における生産体制の構築並びに増強費用にも充当することができるため、本第三者割当増資が当社の収益基盤の拡大ひいては企業価値の最大化に資すると判断いたしました。

なお、当社は自己株式を保有していることから、募集株式900,000株のうち、272,600株を保有する自己株式の処分によることとし、残余の数を新株式として発行することといたしました。これは、保有する自己株式を有効活用するとともに、既存株主が保有する株式の希薄化に配慮したためです。

d 割り当てようとする株式の数

PT Indofood CBP Sukses Makmur Tbk	当社普通株式	900,000株
-----------------------------------	--------	----------

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkから、同社に割り当てる当社普通株式について、本第三者割当増資の連携強化の趣旨に鑑み、現時点では長期保有する意向であることを割当予定先実務担当者より口頭で確認しております。

なお、当社は割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkから、割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkが割当株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkからは、自己資金の充当により本第三者割当増資にかかる払込みを行う旨の報告を得ております。また、割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkについては、Semi-Annual Financial Statement(2014年12月期中間期)に記載されている売上高、総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結果、本第三者割当増資に係る払込に必要かつ十分な現預金を保有しているものと判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkに関しては、インドネシア証券取引所に上場しており、また、従来からの取引関係等により当社が認識している情報において、社会的信用力は十分であると考えております。また、当社は、同社より日本最大手の金融機関である株式会社三菱東京UFJ銀行と取引があることを示す銀行照会状の写しを入手することにより、同社が日本最大手の金融機関が要求する諸手続きを既に実施済みであると考え、同社及びその役員並びに主要株主であり親会社であるPT Indofood Sukses Makmur Tbkが、反社会的勢力等とは一切関係がないことを客観的にも確認しております。さらに、上記とは別に、割当予定先が反社会的勢力の影響を受けているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関であるP.T. Indodata Global Semesta(Pusat Niaga Dutamas Fatmawati Blok B1/37 Jalan RS Fatmawati No 39 Jakarta 12150, Indonesia、代表者Recky Oroh)に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先、当該割当予定先の役員並びに主要株主であり親会社であるPT Indofood Sukses Makmur Tbkについて反社会的勢力と関わりがあるという事実は確認できませんでした。

以上より、当社として、割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbk、当該割当予定先の役員並びに主要株主であり親会社であるPT Indofood Sukses Makmur Tbkが、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)ではなく、特定団体等とは一切関係していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

当該事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格については、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日(平成27年2月27日)までの直前1ヶ月間(平成27年1月28日から平成27年2月27日まで)の東京証券取引所(JASDAQ(スタンダード))が公表した当社普通株式の終値の単純平均値である316円としました。

発行価格の算定方法について直前1ヶ月間の終値平均値を採用した理由は、特定の一時点を基準にするよりも一定期間の平均株価という平準化された値を採用した方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、客観性が高いと判断したためです。

なお、当該発行価格は、東京証券取引所(JASDAQ(スタンダード))における当該普通株式の、上記取締役会決議日の直前3ヶ月間の終値の単純平均値316円に対し0.0%のディスカウント、同6ヶ月間の終値の単純平均値323円に対し2.2%のディスカウント、そして直前営業日(平成27年2月27日)の終値338円と比較して6.5%のディスカウントとなっています。

上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものとなっており、特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkに対して割り当てる当社普通株式の数量900,000株は、平成26年12月31日現在の当社普通株式の発行済株式総数8,477,890株に対して10.62%(議決権総数82,029個に対する割合は10.97%)に相当し、株式の希薄化が生じることになりますが、本第三者割当増資により、事業領域の拡大を前提に割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkとの業務提携を図り、当社のコスト競争力の強化、財務基盤の強化を実現でき、当社の企業価値を向上させることができると判断しております。また、「1 割当予定先の状況 e 株券等の保有方針」にも記載のとおり、割当予定先であるPT Indofood CBP Sukses Makmur Tbkからは割り当てる当社普通株式について長期保有の意向を確認しており、短期的には売却されなため急激な株価下落を引き起こさないと考えられることから、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

当該事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する 所有議決数 の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決数 の割合
大河原愛子	東京都港区	2,488	30.33%	2,488	27.33%
大河原毅	東京都港区	1,684	20.53%	1,684	18.50%
PT Indofood CBP Sukses Makmur Tbk	Sudirman Plaza Indofood Tower 27th Floor Jl. Jend. Sudirman Kav. 76 - 78 Jakarta Indonesia			900	9.89%
長野健一	埼玉県ふじみ野市	270	3.29%	270	2.97%
株式会社ニチレ イフーズ	東京都中央区築地6丁目	255	3.11%	255	2.80%
株式会社三菱東 京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁 目7番1号	215	2.62%	215	2.36%
株式会社商工組 合中央金庫	東京都中央区築地6丁目八 重洲2丁目10-17	200	2.44%	200	2.20%
日清製粉株式会 社	東京都千代田区神田錦町1 丁目25番地	180	2.19%	180	1.98%
株式会社味泉	千葉県流山市大字西深井 727-5	150	1.83%	150	1.65%
倉林克巳	東京都世田谷区	149	1.82%	149	1.64%
計		5,591	68.16%	6,491	71.31%

- (注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年12月31日現在の株主名簿に基づき記載をしております。なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数を平成27年12月31日時点の総議決権数82,029個に本第三者割当増資により増加する議決権数9,000個を加えた数で除して算出した割合であります。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 3 今回の割当予定先以外の株主（本第三者割当増資前からの株主）の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成26年12月31日より保有株式数に変更が無いとの前提で計算したものであります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスク

第四部 組込情報の有価証券報告書（第50期）及び四半期報告書（第51期第3四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成27年3月2日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成27年3月2日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を平成26年7月2日に関東財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

1 提出理由

平成26年6月26日の当社定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

井上ゆかり氏を社外取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

本庄正之氏を社外監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

町山三郎氏を補欠監査役に選任するものであります。

第6号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任監査役澤義規氏に対し、退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成 (反対)割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	6,526	3	0	(注)1	可決 97.56
第2号議案 定款一部変更の件	6,527	2	0	(注)2	可決 97.57
第3号議案 取締役1名選任の件	6,528	1	0	(注)3	可決 97.59
第4号議案 監査役1名選任の件	6,528	1	0		可決 97.59
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	6,528	1	0	(注)1	可決 97.59
第6号議案 退任監査役に対する 退職慰労金贈呈の件	6,517	12	0		可決 97.42

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

委任状による議決権の代理行使により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第50期	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日	平成26年6月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	第51期第3四半期	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日	平成27年2月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月27日

株式会社ジェーシー・コムサ
取締役会 御中

監査法人双研社

代表社員 公認会計士 野中泰弘
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木本恵輔
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェーシー・コムサの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェーシー・コムサ及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェーシー・コムサの平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジェーシー・コムサが平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月27日

株式会社ジェーシー・コムサ
取締役会 御中

監査法人双研社

代表社員 公認会計士 野中泰弘
業務執行社員

代表社員 公認会計士 木本恵輔
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェーシー・コムサの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェーシー・コムサの平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月6日

株式会社ジェーシー・コムサ
取締役会 御中

監査法人 双 研 社

代表社員
業務執行社員 公認会計士 野 中 泰 弘 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木 本 恵 輔 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェーシー・コムサの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェーシー・コムサ及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。